

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (中期目標)

—

### (中期計画)

業務運営の効率化を図るため、機動的な組織運営及び効率的な業務運営に努めるとともに、IT（情報技術）を活用した業務改善を推進することにより事務的経費の節減を実施する。

また、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るため、利水者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」を本社・支社局及び全事務所で実施する。

### (中期目標期間における取組)

#### ■ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1. 業務運営の効率化の取組

取組内容は、2（1）～（7）（P. 366～P. 422）に記載のとおりである。

##### 2. アクションプログラムの自主的取組への移行

- ① アクションプログラムは、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させ、職員の意識改革を図るとともに、業務の効率的で着実な実施を図るため、本社及び総合技術センター、支社局並びに現場事務所毎に、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等の当面1年間の行動項目を設け、具体的な行動計画として作成してきた。
- ② 利水者との意見交換等アクションプログラムの内容については、これまでの全社的な取組により、通常業務の中に定着化（利水者アンケートなど）したと考えられる。
- ③ ついては、今後、アクションプログラムについては、各現場事務所等ごとの自主的取組に移行させることとする。

## 中期目標期間における達成状況

業務運営の効率化の取組の達成状況については、2（1）～（7）（P. 366～P. 422）に記載のとおりである。

利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るため、利水者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」については、これまでの全社的な取組により、通常業務の中に定着化（利水者アンケートなど）してきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

## (1) 機動的な組織運営

### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

### (中期計画)

重点的かつ効率的な組織整備を行うことにより、機動的な組織運営を行う。  
また、人事制度の運用、人材育成プログラムの推進により、職員の資質をさらに高めていくものとする。

### (中期目標期間における取組)

#### ■ 機動的な組織運営

繁忙期、緊急時に機動的な業務遂行が可能となるように設置された総合技術センターを中心に適切な人員配置を行った。

平成24年度には、本社とは独立した業務執行体制としている総合技術センターについて、総合技術センター職員の集約化によるグループ間の連携強化、業務の効率化及び本社等経費の削減を図るため、本社との密な連携を特に要する国際グループを除き、全グループを浦和の試験所に統合移転した。

さらに、人材育成プログラムに基づく各種研修等の実施により、職員の資質を高める取組を推進した。

### 中期目標期間における達成状況

繁忙期、緊急時に機動的な業務遂行が可能となるよう適切な人員配置を行った。東北地方太平洋沖地震災においては被災した施設の応急復旧のため、本社をはじめ全国の支社局及び現場事務所から職員の応援派遣を行い、機動的な人員配置を行った。また、人材育成プログラムに基づく各種研修等の実施により、職員の資質を高める取組を推進した。これらにより、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (1) 機動的な組織運営

### ①機動的な組織運営

#### 1) 国民からの意見募集

##### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### (中期計画)

機構の業務、マネジメントに関して国民の意見募集を行い、業務運営に反映するものとする。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 国民からの意見募集

機構の業務、マネジメントに関して、直接国民から意見を募集する手法検討として、平成20年度にインターネットを利用したネットリサーチの試行を行った。

平成21年度以降は、各年度業務実績報告書に機構の業務、マネジメントについて記載していることから、これに対する意見募集を主務省のホームページ上で行ったが、国民から特に意見の提出はなかった。

#### 中期目標期間における達成状況

国民からの意見募集については、一般市民を対象としたネットリサーチの試行及び主務省のホームページ上で行っている業務実績報告書に対する意見募集により実施し取り組んだところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (1) 機動的な組織運営

### ①機動的な組織運営

## 2) 国民及び利水者の要望、意見の把握

### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

### (中期計画)

国民及び利水者の要望、意見をアンケート調査や直接対話によりの確に把握するとともに、説明責任を徹底するなど、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。また、主要な業務ごとに、利水者満足度に係る具体的な指標を設定し、その向上を図る。

## (中期目標期間における取組)

### ■ 国民及び利水者の要望、意見の把握

#### 1. 利水者アンケートの実施

建設事業及び管理業務の実施に当たって利水者等との意見交換を行い、利水者等の要望、意見を把握し、当該要望等に対する的確に対応し、利水者等に対するサービスの向上に努めた。

また、機構の業務運営に対し利水者がどの様に感じているのか、利水者が機構に対してどのようなニーズを有しているのかを把握するため、第2期中期目標期間の各年度において、水道事業者である地方公共団体や土地改良区等の利水事業者のほか、関係機関として関係都府県の窓口部局等を対象に利水者アンケートを実施した。なお、各年度におけるアンケートの実施にあたっては、より効果的に利水者意見・要望を把握すべく、アンケート項目その他調査票様式について一部見直しを行った。

さらに、調査実施年度の翌年度においては、利水者アンケートに対し意見等を寄せた利水者と個々に協議の上、フォローアップを行うことにより、説明責任を徹底し、もって利水者等へのサービスの向上に努めた。

## 中期目標期間における達成状況

機構の業務運営に対し、各種機会及び毎年度の利水者アンケートの実施を通じて、利水者の意見・要望するとともに、当該要望に対するフォローアップ等を的確に実施した。また、アンケートの指標・調査内容については、必要に応じて見直しを行い、説明責任の徹底と利水者サービスの向上に心掛けた。

これらの取り組みを継続してきたことから、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。





## (1) 機動的な組織運営

### ①機動的な組織運営

#### 3) 本社・支社局における利水者等への対応の充実

##### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### (中期計画)

本社・支社局においては、組織の長と利水者、関係機関等の長との直接対話を毎年行うなど、利水者等への対応の充実を図り、サービスの一層の向上に努める。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 本社・支社局における利水者等への対応の充実

平成20年度～24年度において、利水者等の長との直接対話の実施や、本社及び支社局の利水者窓口(利水者サービス課等)における各種説明会の実施等により、利水者からの要望・意見の把握に努めた。

#### 1. 利水者等との直接対話

平成20年度においては6月から9月にかけて、利水者等19機関に対して機構役員と利水者等の幹部との意見交換を行い、管理予算の平準化及び適正な執行等について意見交換を行った。

平成21年度においては、本社関東事業担当の管理職等にて、利水者等の8機関に対して表敬訪問等を行った際に、特定テーマを設けずに意見交換を行うことにより、利水者等からの要望の把握に努めた。

平成22年度は、平成22年4月に行われた事業仕分け第2弾「ダム・用水路等の管理業務」の評価結果に関して、利水者等188機関の意見を把握するため、理事長ほか役員が個別に各機関を訪問して、自己点検の作業状況を説明した上で意見聴取を行った。

#### 2. その他利水者等対応の充実化

各ダム建設事業の利水者に対しては、各事業所による情報発信の連携体制を再構築し、事業進捗状況等を毎月定期的に報告するなど、迅速かつ的確な情報提供に努めた。

利水者へのフォローアップ対応の取組として、利水者対応の日常化・迅速化や情報共有を促進するとともに、利水者からの意見・要望に対する対応状況・対応実績を的確に説明し、満足度向上及び利水者との信頼関係に努めた。

また、平成23年度～24年度には、本社支社局単位で、全利水者を対象とした積立金の説明会を開催し、積立金の基本的考え方を説明するとともに、意見交換を行った。

## 中期目標期間における達成状況

本社及び支社において、組織の長と利害者の長が意見交換を行う機会を設けるとともに、利害者対応の日常化・迅速化や情報共有の促進など、対応の充実を図ることにより、利害者サービスの一層の向上に努めた。

これらの取り組みを継続してきたことにより、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

## (1) 機動的な組織運営

### ①機動的な組織運営

#### 4) 効率的な業務遂行のための組織整備

##### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### (中期計画)

効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時における、機動的な業務遂行が可能な人員配置を行う。

また、総合技術センターと現場が一体となって業務を実施し、各事業における業務量の変化、各種の課題への対応を図る。

##### (中期目標期間における取組)

#### ■ 効率的な業務遂行のための組織整備

##### 1. 東北地方太平洋沖地震による被災施設の応急復旧に対する機動的な人員配置

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災で被災した、利根川河口堰、霞ヶ浦開発、印旛沼開発、霞ヶ浦用水等の機構施設の応急復旧では、年度末の繁忙期であったが機構として早期復旧を優先して、本社をはじめ全国の支社局及び現場事務所から機構全職員の約1割に相当する167人の職員を応援派遣（うち、92人については、各被災事務所に配置。延べ1,101人・日相当）し、機動的な人員配置を行った。

##### 2. 機動的な業務運営

繁忙期、緊急時に機動的な業務遂行が可能となるように設置された総合技術センターを中心に適切な人員配置を行った。

平成24年度には、本社とは独立した業務執行体制としている総合技術センターについて、総合技術センター職員の集約化によるグループ間の連携強化、業務の効率化及び本社等経費の削減を図るため、本社との密な連携を特に要する国際グループを除き、全グループを浦和の試験所に統合移転した。

さらに、機械設備の点検や堆砂測量など各事務所で類似する業務の一括発注や、管内の広報企画を一括実施することによる業務の合理化、また、人材育成を兼ねた調査設計の支援、監督業務の実務研修による職員の資質向上を図った。

## 中期目標期間における達成状況

東北地方太平洋沖地震という緊急時において、全社的な応援体制を構築して効率的・機動的に業務を遂行しており、また、総合技術センターを中心とした機動的業務運営については、各事業における業務量の変化、各種の課題への対応を図ってきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

## (1) 機動的な組織運営

### ①機動的な組織運営

#### 5) プロジェクトチーム等の活用

##### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### (中期計画)

複数の組織に横断的に関係する課題や、高度な技術力を要する課題等に対しては、プロジェクトチーム等の活用を図る。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ プロジェクトチーム等の活用

###### 1. 国土交通省基本方針に基づく理事長プロジェクト

平成23年11月14日、国土交通省としての基本方針「4つの実現すべき価値、8つの新たな施策展開の方向性」が定められ、その推進について独立行政法人へ協力要請がなされた。この要請を受け、水資源機構では「国土交通省基本方針に基づく理事長プロジェクト」として、国土交通省をはじめとする関係機関と連携し、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に積極的に取り組んでいくこととした。取組にあたっては、プロジェクトごとに組織横断的な体制で取り組んだ。

表－１ 理事長プロジェクト検討体制

国土交通大臣プロジェクト検討テーマ	理事長プロジェクト	検討体制
Ⅰ 1. 低炭素・循環型システムの構築	No. 1 小水力発電等の推進、増強	○総合技術センター 総合技術センター 水路グループ 経営企画部計画課 水路事業部設計課 管理事業部管理企画課 技術管理室設備情報課
	No. 2 地下水と表流水の一体的管理への支援	○経営企画部 経営企画部企画課
	No. 3 湖沼・ダム湖からのリン回収による循環型システムの構築支援	○環境室 環境室水環境課 各管理所等
Ⅱ 1. 災害に強い住宅・地域づくり	No. 4 既存ストックの効率的な活用による防災・減災対策	○管理事業部 管理事業部管理企画課 管理事業部施設課 総合技術センター ダムグループ ○水路事業部 水路事業部設計課 総合技術センター 水路グループ 管理事業部施設課 ○経営企画部 管理事業部管理企画課 経営企画部計画課 環境室自然環境課 総合技術センター ダムグループ PTメンバー(支社局事業所)
Ⅱ 2. 社会資本の適切な維持管理・更新	No. 5 全国の直轄、補助、利水ダム、主要水路の維持管理への技術支援	
	No. 5-1 ストックマネジメント・施設の定期点検	○水路事業部 総合技術センター 水路グループ 試験解析グループ 水路事業部設計課 管理事業部施設課 ○総合技術センター 管理事業部管理企画課 総合技術センター ダムグループ 試験解析グループ ○管理事業部 技術管理室設備情報課 ○管理事業部 技術管理室設備技術課
	No. 5-2 耐震診断	○総合技術センター 総合技術センター 試験解析グループ 管理事業部管理企画課 技術管理室技術管理課
	No. 5-3 堆砂対策	○管理事業部 管理事業部管理企画課 環境室自然環境課 総合技術センター ダムグループ 施工支援グループ 関西支社 木津川総管
Ⅳ 1. 我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献	No. 6 水系一貫管理が可能な組織体の設立支援	○総合技術センター 総合技術センター 国際グループ
	No. 7 水インフラ分野でのパッケージによる海外展開	○総合技術センター 総合技術センター 国際グループ 経営企画部
	No. 8 海外の災害時における技術支援	○総合技術センター 総合技術センター 国際グループ ダム事業部 水路事業部 管理事業部

## 2. 木曾川水系連絡導水路承継プロジェクトチーム

国土交通省からの事業承継に関する業務について遅滞なく遂行するため、本社及び中部支社と基本的な情報を共有するとともに、スケジュール感をもって諸課題を整理することを目的として、機構本社関係部室のメンバーで構成する木曾川水系連絡導水路承継プロジェクトチームを組織して対応を図り、円滑な事業承継につなげた。

## 3. 思川導水路契約プロジェクトチーム

平成20年6月に南摩ダムのダム型式（コンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム）について、河川管理施設等構造令第73条第4号の規定による特殊な構造の河川管理施設としての認定（大臣特認）を受け、速やかに導水路施設の工事に着手する必要があることから、本社各部室及び関係事務所のメンバーで構成する「思川導水路契約プロジェクトチーム」を組織した。本プロジェクトチームでは、機構で初となる設計・施工を一括契約する「高度技術提案Ⅱ型総合評価落札方式」での契約方式の制度設計を行うとともに、技術提案等の評価方法等を検討を行い、平成21年5月の思川開発導水路工事の工事公告の実施につなげた。

#### 4. 武蔵水路改築工事契約プロジェクトチーム

事業工期の遵守、コスト縮減、環境保全等を考慮しつつ、地元住民との合意形成、関係機関との協議、工事用地確保等の状況を踏まえた水路改築工事の設計、施工計画の立案を円滑かつ速やかに実施するため、武蔵水路改築建設所と本社関係部室のメンバーで構成する「武蔵水路改築工事契約プロジェクトチーム」を平成21年度に組織した。本プロジェクトチームでは、水路改築工事に関して設計・施工計画や工事制約条件等の検討を行うとともに、工事契約手続の準備作業を進め、平成22年度以降の水路改築工事の発注、工事着手につなげた。

#### 5. 大山ダム管理移行プロジェクトチーム

大山ダム建設事業を事業工期内に完成し、円滑かつ速やかな管理移行を行うために、筑後川局と大山ダム建設所の関係課のメンバーで構成する「大山ダム管理移行プロジェクトチーム」を平成23年度に組織した。本プロジェクトチームでは、工事・用地・撤去物等に関して解決すべき課題の整理と工程監理を行うとともに、各課が連携して、施設管理規程（案）の作成、関係法協議等の進捗を図った。その結果、平成25年3月22日には「大山ダム施設管理規程」が認可され、平成25年4月に管理に移行した。

#### 6. 武蔵水路改築に係る管理移行プロジェクトチーム

武蔵水路改築事業を事業工期内に完成し、速やかな管理移行を行うことを目的として、本社関係部と利根導水総合事業所の関係課ならびに武蔵水路改築建設所のメンバーで構成する「武蔵水路改築に係る管理移行プロジェクトチーム」を平成24年度に組織した。本プロジェクトチームでは、関係機関との協議状況を踏まえつつ、管理移行に向けた諸課題及びその対処方針の検討・情報共有等を行った。

#### 7. 技術5ヵ年計画

「水資源機構技術5ヵ年計画（H20-H24）」に基づき、特に重点的に実施する14のテーマについて発足したプロジェクトチームを活用し、重点プロジェクトとして取り組んだ。（表-2参照。取組状況は1.（5）①1）技術5ヵ年計画（P.210）参照）

表-2 水資源機構技術5ヵ年計画 重点プロジェクト（H20-H24）

課 題	重点プロジェクト	主要な取組成果
1 施設の長寿命化	①ダム貯水池における土砂管理技術の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂還元実施に必要な手順やモニタリング手法に関するマニュアルを作成</li> <li>・水位差吸引土砂排出システム HSRS について現地基礎実験を実施し、特性を把握</li> <li>・木津川ダム群における堆砂除去計画をとりまとめた</li> </ul>
	②管水路の劣化対策に係る技術の体系化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC管、FRPM管、塩ビ管の調査診断マニュアルを作成</li> <li>・管水路の出水対策復旧方法、漏水箇所特定手法の事例集</li> </ul>

		を作成
	②-2水路の耐震化による防災・減災対策に係る検討 (平成24年度新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震の復旧実績を整理したマニュアルを作成</li> <li>・豊川用水の大規模地震対策を整理したマニュアルを作成</li> </ul>
2 耐震性の向上	③水資源開発施設の耐震性向上の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重力式ダムは強振動に対する堤体損傷の進展性を検討</li> <li>・アーチ式ダムは強震動に対する3次元動的解析を検討</li> <li>・ロックフィルダムは強振動に対する堤体応答・変形解析を検討</li> <li>・アースダムは有効応力動的解析、非線形動的解析を検討</li> <li>・ゲート・門柱・取水塔の解析手法を検討</li> <li>・検討結果をとりまとめ、耐震性能照査手引書を作成</li> </ul>
	③-2水路施設の耐震性向上の検討 (平成24年度新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路トンネルの耐震照査について、解析・評価手法を検討</li> </ul>
3 水質の保全・改善	④個別施設における水質改善方策の検討・提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アオコ・カビ臭問題、淡水赤潮問題、嫌気化・堆積土砂</li> <li>・濁水等問題に対し対策設備を設置し実証実験</li> <li>・霞ヶ浦で沈水植物による水質浄化の実証実験</li> <li>・実証実験の成果をとりまとめ、水質保全対策の手引書を作成</li> </ul>
	⑤浅層曝気が併用できる深層曝気装置の実用化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余剰空気自動排出装置の開発と散気装置の最適形状及び最適規模の検討し、浅層曝気が併用できる深層曝気装置を実用化した</li> </ul>
4 気候変動への対応	⑥気候変動によるダム管理等への影響把握及び対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分布型流出解析モデル(高水)を構築し、草木ダム流域の流出予測システムを構築</li> <li>・分布型流出解析モデル(低水)を構築し、池田ダム流域の流出予測システムを構築</li> </ul>
	⑥-2地下水と表流水の一体的管理への支援 (平成24年度新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル流域において地下水と表流水を一体的にシミュレーションできる水循環モデルの構築に着手</li> </ul>
	⑦二酸化炭素排出量削減に関する技術の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電は運用開始1ヶ所、着工1ヶ所、実施設計6ヶ所、太陽光発電は愛知池で実証実験</li> <li>・小水力発電は運用開始の可能性調査</li> </ul>
5 管理の効率化	⑧機械設備保全技術の体系化及び更新計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備整備・更新技術解説書、ポンプ設備更新計画書を作成、機械設備管理指針、機械設備保全実務要領を改訂</li> </ul>
	⑨電気通信設備の整備・維持管理技術の体系化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信設備運用管理指針を改訂、指針の運用を開始し障害履歴を蓄積、点検基準を見直し、障害履歴DBを改良</li> </ul>
	⑩ダム管理用制御装置(ダムコン)の機構仕様の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作表示画面及びガイドラインの(案)を元に専門分野の意見を反映した設計仕様書を作成</li> </ul>
6 建設の効率化	⑪コンクリート表面遮水壁型ロックフィルダムの設計・施工法の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CFRD技術検討会を開催、設計の手引書を作成</li> <li>・機構施設(南摩ダム)における設計仕様を確立</li> </ul>
	⑫高地下水圧下における導水トンネルの設計・施工法の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導水トンネルワーキンググループの開催</li> <li>・文献調査、事例調査</li> </ul>
7 景観への配慮	⑬景観に配慮した施設整備の検討・立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節の違いに着目した景観点検を実施し結果を整理</li> <li>・景観コンセプトに基づく施設整備を実施</li> <li>・各事務所の景観コンセプト、取組をとりまとめ手引書を作成</li> </ul>



		改訂
追加課題	⑭ダムの健全性評価に関する検討（平成24年度新規）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム挙動データの収集、整理、データベース整備に着手</li> <li>・ダム定期検査実施体制の充実化に着手</li> </ul>

### 中期目標期間における達成状況

適宜、関係部室及び現場事務所からなるプロジェクトチーム等を活用し、課題の早期解決に努めた。

これらの取り組みにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたと考えている。



## (1) 機動的な組織運営

### ②人事制度の運用

#### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

#### (中期計画)

職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度を引き続き運用するとともに、改善点等の検討を行い、その適切な運用を図る。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 人事制度の運用

人事制度については、従来の学歴、採用年次等を重視した年功序列型の制度を改め、機構の経営理念及び組織目標の実現に向け貢献している職員を適正に評価・処遇するため、平成16年度より運用している。

平成19年度の評価結果から、次のとおり月例給与及び業績手当に反映するとともに、評価結果に基づき昇給、昇格及び適切な人事配置を行った。

- ①平成19年度の評価結果を平成20年7月からの月例給与及び業績手当に反映
- ②平成20年度の評価結果を平成21年7月からの月例給与及び業績手当に反映
- ③平成21年度の評価結果を平成22年7月からの月例給与及び業績手当に反映
- ④平成22年度の評価結果を平成23年7月からの月例給与及び業績手当に反映
- ⑤平成23年度の評価結果を平成24年7月からの月例給与及び業績手当に反映

#### 中期目標期間における達成状況

人事制度については、職員の能力や業績を適正に評価し、平成20年度以降、前年度の評価結果を給与等に反映してきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (1) 機動的な組織運営

### ③職員の資質向上

#### 1) 人材育成プログラムに基づく研修内容の充実

##### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### (中期計画)

職員がその能力を発揮できるよう、等級別に修得すべき能力、知識等を明確にし、OJT (On the Job Training : 職場での実務を通じて行う職員の教育訓練)、任用、研修、自己研鑽等を通じた職員の育成のための人材育成プログラムを充実させる。

#### (中期目標期間における取組)

### ■ 人材育成プログラムに基づく研修内容の充実

#### 1. 人材育成プログラム

職員がその職務に応じて、資質の向上を図れるように、等級別に修得すべき能力、知識等を明確にし、また、OJT、任用、研修、自己研鑽等の手法により、管理職前の職員の育成を図ることを主な内容とした「人材育成プログラム」を平成15年度に策定した。この人材育成プログラムに基づき、第1期中期目標期間の取組に引き続き、中期目標期間中、研修、任用、評価などの取組を実施している。

#### 2. 研修内容の充実

人材育成プログラムに基づき、OJTと研修とが相まって、人材育成を効果的に実施できるよう研修計画を作成し新たな研修の追加や研修内容の充実を図るとともに、内部研修を実施した。

研修実施にあたり、

- ① チームワークを発揮して、お互いに助け合い、切磋琢磨して仕事を進めていく文化をつくること、
  - ② 自発的に物事を考える能力を高めること、
  - ③ 的確な判断力を養うこと、
- を人材育成の柱とした。

#### (1) ダム(コンクリートダム、フィルダム)技術現地研修等

・大山ダムの建設現場をフィールドとして活用し、コンクリートダムの施工に係る業務の実体験を軸とし、計画論から設計・施工まで、総合的なダム技術を通じて技術力の向上を目的に実施した。(平成20年度～平成22年度 61名)

・香川用水調整池の建設現場をフィールドとして活用し、フィルダムの試験湛水に係る業務を中心に、計画論から建設・水運用に係る技術や知識の習得を目的に実施

した。(平成20年度 31名)

- ・試験湛水をより多くの職員が体験することにより、ダム建設に係る技術力の維持
- ・継承を図るため、試験湛水中の大山ダムを活用した「試験湛水現地研修」を実施した。(平成23年度～平成24年度 37名)

- ・愛知用水支線水路のフィールドを活用し、管路機能の調査・診断に関する知識の習得を目的に実施した。(平成21年度 140名)。

- ・豊川用水のフィールドを活用し、水路技術の維持・向上と若手技術職員への技術承継のための取組として、安定的な通水を確保しつつトンネル、サイホン、開水路等多様な工種の改築や補強について研修を実施した。(平成22年度～平成24年度 39名)

## (2) 新規採用職員滞在型体験研修

新規採用職員を対象として、農家に滞在し農作業を体験するとともに、水利用や農業経営、農村生活の実状を身をもって知ることにより、利水者である農家の視点を理解し、業務に携わることを目的とした「滞在型体験研修」を実施した。(平成20年度～平成24年度 79名)

## (3) 水道業務体験研修

入社3年目の職員を対象として、水道業務に関する知識や水道経営に関する知識を深めることに加え、浄水場において水道業務を体験し、水道事業の実情を身をもって知ることにより、ユーザーである水道事業者の視点を理解し、業務に携わることを目的とした「水道業務体験研修」を実施した。(平成20年度～平成24年度 101名)

## (4) 試験・解析実習

若手技術者の技術力の向上を目的に、総合技術センター試験場において、材料試験・解析、水理模型実験等を実体験する研修を実施した。(平成20年度～平成24年度 46名)

## (5) コンプライアンス研修

コンプライアンス意識の徹底及び職員の法的対応ノウハウの蓄積を図ることにより、不当要求等に対して法令等に従った毅然とした対応のできる人材の育成を目的に実施した。(平成20年度～平成24年度 139名)

## (6) 防災士資格の取得

役職員の防災意識の向上を図ることを目的に、防災士制度を活用し、資格の取得を行い、防災知識の習得、減災への取組を強化した。(平成20年度～平成23年度 111名)

### (7) 普通救命講習会

震災や風水害等が発生した事態においても、職員による適切な応急救命措置を可能とするための取組として、本社において「普通救命講習会」を開催し、人工呼吸、心肺蘇生、AED（自動体外式除細動器）の使用、止血の応急措置などのスキルを修得し、震災・風水害時等における危機対処能力の向上を図った。（平成20年度～平成24年度 延べ108名）

### (8) 外部・民間研修

外部機関（国土交通省、環境省等）が実施する研修についても積極的に職員を参加させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、民間が主催する研修を受講し、民間の研修生との意見や情報の交換を行うことにより、民間的経営感覚、広い視野の修得を行った。

#### 外部研修

平成20年度	68コース	115名（延べ人数）
平成21年度	84コース	124名（ 〃 ）
平成22年度	71コース	123名（ 〃 ）
平成23年度	48コース	73名（ 〃 ）
平成24年度	38コース	68名（ 〃 ）

#### 民間研修

平成20年度	7コース	10名（延べ人数）
平成21年度	21コース	33名（ 〃 ）
平成22年度	17コース	32名（ 〃 ）
平成23年度	21コース	27名（ 〃 ）
平成24年度	15コース	15名（ 〃 ）

## 中期目標期間における達成状況

人材育成プログラムに基づく研修や、現地研修を確実に実施することにより、職員の自己研鑽の機会を与え、職員の資質向上を図った。

これらの取り組みにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたと考えている。





## (1) 機動的な組織運営

### ③職員の資質向上

#### 2) 自己研鑽しやすい環境の整備

##### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### (中期計画)

職員自らが積極的に自己研鑽しやすい環境を作ることにより、機構業務に関連する公的資格の取得を促進する。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 自己研鑽しやすい環境の整備

#### 1. 公的資格取得や通信教育講座等に関する情報提供

人材育成プログラムに基づく取組、公的資格取得や通信教育講座等に関する情報提供について、社内LANの人事掲示板(全社)を活用して行った。

また、技術士等の業務に活用できる資格を取得した職員の表彰を実施した。

平成20年度 12名

平成21年度 23名

平成22年度 10名

平成23年度 18名

平成24年度 17名

以上のような資格取得に関する情報提供や人材育成プログラムに基づく取組等により、公的資格の取得を促進し、職員の資質向上を図った。

##### 公的資格の対象

- ① 法令等により有資格者の選任が義務付けられているもの、又は管理業務上必要なもの  
(例：電気主任技術者、建築士、ダム管理主任技術者、陸上特殊無線技士等)
- ② 業務の円滑な遂行に資する資格  
(例：電気工事士、土木施工管理技士、測量士、宅地建物取引主任者等)
- ③ 職員の資質向上に資する資格  
(例：技術士、行政書士等)
- ④ 業務に関連する新たな技術、情報の取得に役立ち、より高度なサービスの提供につながる資格  
(例：英語検定、コンクリート技士、ソフトウェア開発技術者等)

## 2. 関連技術の習得に向けた取組（水道事業体への職員派遣等）

機構施設に密接に関連する水道施設の一部について、機構施設との一体的管理への期待が水道関係者にあることから、機構では、水道技術の習得のため、平成16年度から水道事業体に職員を派遣している。

平成20年度 3名（東京都1名、埼玉県1名、大阪府1名）

平成21年度 4名（東京都2名、埼玉県1名、大阪府1名）

平成22年度 3名（東京都2名、埼玉県1名）

平成23年度 3名（東京都2名、埼玉県1名）

平成24年度 3名（東京都1名、大阪広域水道企業団2名）

また、水道施設管理技士※に関する資格を取得するなど水道技術の修得・向上を図った。

平成20年度 15名（管路－3級10名、浄水－3級5名）

平成21年度 11名（管路－1級1名・3級7名、浄水－2級1名・3級2名）

平成22年度 23名（管路－2級1名・3級8名、浄水－2級2名・3級12名）

平成23年度 24名（管路－1級1名・3級9名、浄水－3級14名）

平成24年度 19名（管路－3級5名、浄水－1級1名、3級13名）

※水道事業における技術上の業務の円滑な運営に資することを目的とした民間資格（日本水道協会が認定）。民間企業及び水道事業体（上水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業の事業体及び専用水道をいう。）の技術者等を対象として水道施設維持管理の技術力を、その実務経験、試験等によって評価、判定のうえ資格として認定し、管路及び浄水（各1～3級）の施設により区分されている。

## 中期目標等における目標の達成状況

引き続き職員自らが積極的に自己研鑽しやすい環境づくりのために、機構が積極的に情報提供及び機会の提供等を行った。

これらの取り組みにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたと考えている。

## (1) 機動的な組織運営

### ③職員の資質向上

#### 3) 計画的な人材育成

##### (中期目標)

機動的な組織運営を図るため、重点的かつ効率的な組織整備を行うこと。  
また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### (中期計画)

ダム及び水路の建設・管理に係る技術力の更なる向上のための人員配置を行うなど、計画的な人材育成を行う。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 計画的な人材育成

###### 1. 総合技術センターの活用

技術力の更なる向上のための人員配置については、HD（ホームドクター制度）の活用により、総合技術センターと現場が一体となって業務を実施することにより、その業務に携わる職員の資質の向上を図った。

###### 2. 配置換による人材育成

事務系及び技術系職員ともに入社10年間で、各部門（事務系：総務、財務、用地、技術系：ダム、水路、設備等）又は幅広い職種（調査設計、環境、工務、工事等）を経験させ、その後、自ら向上していく能力を身につけさせるため、専門分野（複数）を経験させるなどの人員配置を行い、計画的な人材育成を行った。

#### 中期目標期間における達成状況

技術力の更なる向上のための総合技術センターの活用及び計画的な人員配置を行った。

これらの取り組みにより、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (2) 効率的な業務運営

### (中期目標)

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化による組織のスリム化及び外部委託等を推進することにより、効率的で経済的な事業の推進を図ること。

### (中期計画)

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化の推進及び外部委託を引き続き実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。

### (中期目標期間における取組)

#### ■ 効率的な業務運営

##### 1. 情報化・電子化による業務改善

業務の効率化を図ることが可能な環境を確保するため、人事総合システム、経理システム、知識活用のためのシステム等の的確な運用に努め、必要に応じてシステムの見直し、改良等を行ったことにより、更なる業務の効率化を図った。

また、職員一人一人が日頃の業務を見直すことにより、機構業務をスリム化するための取組として「業務改善チャレンジ」運動を当中期計画当初から実施し、業務の効率化・簡素化に努めた。

その一環として、役員が優秀な業務改善の取組を選定・表彰しその普及を図る「業務改善コンテスト」を平成20年度から実施し、応募した改善事例は合計500改善事例となっている。

平成20年度・・・136改善事例

平成21年度・・・148改善事例

平成22年度・・・85改善事例

平成23年度・・・66改善事例

平成24年度・・・65改善事例

これらの改善事例の共有と職員の業務改善意識向上を図るため、業務改善ニュースとして電子掲示板に掲載(34回)したほか、メルマガ(90回)を発行することにより、機構全体での業務効率化につなげている。

[具体例]

- ・パソコンとインターネットを活用したweb会議システムを導入して移動時間と出張旅費を削減
- ・辞令書を廃止して作成と交付に係る作業と経費を削減
- ・震度4の地震発生後の水路施設点検について休日・夜間の点検業務を平日・昼間に実施可能とする

## 中期目標期間における達成状況

「業務改善チャレンジ」運動は後半改善事例が少なくなってきたが、5年間で500の改善事例が実施されるなど、効率的な事業の推進に寄与しているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

## (2) 効率的な業務運営

### ①情報化・電子化による業務改善

#### (中期目標)

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化による組織のスリム化及び外部委託等を推進することにより、効率的で経済的な事業の推進を図ること。

#### (中期計画)

IT（情報技術）を有効利用し、更なる業務の効率化を図ることが可能な環境を確保するため、人事総合システム、経理システム、知識活用のためのシステム等の的確な運用に努め、必要に応じてシステムの見直し、改良等を行う。

また、ネットワークを利用した情報の共有化の推進、電子納品（契約額500万円以上の全工事を対象）についても引き続き取り組むものとする。

#### (中期目標期間における取組)

### ■ 情報化・電子化による業務改善

#### 1. 人事総合システム

平成16年4月に本格導入された人事総合システムは、制度改正に伴う項目や業務の効率化を図ることが可能な項目について平成20年度から平成24年度にわたり次のとおりシステムの改造等を実施してきている。

- ①平成20年度 給与関係外7項目
- ②平成21年度 電子申請関係外9項目
- ③平成22年度 給与関係外6項目
- ④平成23年度 電子申請関係外2項目
- ⑤平成24年度 人事システムのソフト更新

#### 2. 経理システム

経理システムについて、本中期目標期間中にわたって、的確な運用に努めており、平成20年度にはクライアントのオペレーティングシステム（OS）の変更に対応したシステム改造を行うなど、必要に応じて改良等を行った。

#### 3. 情報提供システム

情報提供システムについては、本中期目標期間中、的確な運用に努めるとともに、新たに6コンテンツを追加し提供情報の充実を図るとともに、アンケートを実施し利便性の向上にも努めた。

#### 4. 電子納品

契約金額500万円以上の工事及び設計業務等を対象とした全件で、国土交通省の基準に準拠した電子納品を実施した。

## 中期目標期間における達成状況

人事総合システム等については、的確な運用に努め、所要の改良等を行うなど円滑な運用に努めたところである。

また、情報提供システムについては提供情報の充実を図り、電子納品については契約金額500万円以上の工事及び設計業務等を対象とした全件で実施したところである。

これらのことから、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (2) 効率的な業務運営

### ②組織間の役割分担の見直しと業務の一元化

#### (中期目標)

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化による組織のスリム化及び外部委託等を推進することにより、効率的で経済的な事業の推進を図ること。

#### (中期計画)

新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所については、原則として、総合事業所（総合管理所）化等を図ることにより、効率的な組織整備を図るとともに、既存施設に係る事務所等についても、業務、距離等を勘案しつつ、事務所の統合を行う。また、間接部門の効率化を推進し、本社・支社局のスリム化を行う。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 組織間の役割分担の見直しと業務の一元化

#### 1. 新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所の総合事業所（総合管理所）化

##### (1) 武蔵水路改築調査所と利根導水総合管理所の統合による総合事業所化

効率的な組織整備を図るため、平成20年度に、改築を新たに開始する施設に係る事務所である武蔵水路改築調査所と、武蔵水路の管理を行い、所在地も近接している利根導水総合管理所とを統合し、利根導水総合事業所を設置した。

##### (2) 小石原川ダム建設所と寺内ダム管理所の統合による総合事業所化

効率的な業務遂行及び建設事業の段階に応じた必要な人員配置を行うため、機動的かつ一体的な業務遂行が可能となるよう、平成22年度に、小石原川ダム建設所と寺内ダム管理所とを統合して朝倉総合事業所に再編した。

##### (3) その他の総合事業所（総合管理所）化

・滝沢ダム事業完了に伴い荒川ダム総合事業所を荒川ダム総合管理所に改組し、事務所規模を縮小（平成20年度）

・印旛沼開発施設緊急改築事業の完了に伴い千葉用水総合事業所を千葉用水総合管理所に改組し、事務所規模を縮小（平成21年度）

#### 2. 間接部門の効率化の推進・本社・支社局のスリム化

##### (1) 本社及び支社局の調査役の廃止等による本社、支社局定員の約1割減

平成24年度に、本社及び支社局の調査役を廃止すること等により、本社及び支社局のスリム化を図った。

こうした取組等を通じて、本中期目標期間中に本社及び支社局の定員を437名から

403名に約1割削減した。

## (2) 中部支社のスリム化

平成24年度に、中部支社の管理部及び建設部を廃止して事業部を設置するとともに、第一事業企画課及び第二事業企画課を廃止して事業企画課を設置した。

## (3) その他の間接部門の効率化の推進・本社・支社局のスリム化

- ・本社用地部補償業務課と補償審査課の統合（平成20年度）
- ・中部支社企画調整課、第一・第二設計課の統合（平成20年度）
- ・関西支社計画課、設計課及び環境課の統合再編により、計画調査課、設計環境課に改組（平成21年度）

## 中期目標期間における達成状況

組織間の役割分担の見直しと業務の一元化については、新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所において、原則として、総合事業所（総合管理所）化等を図るとともに、既存施設に係る事務所等についても、業務、距離等を勘案しつつ、事務所の統合を行い、また、間接部門の効率化を推進し、本社・支社局のスリム化（本中期目標期間中に本社及び支社局の定員を437名から403名に約1割削減）を行ってきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

## (2) 効率的な業務運営

### ③外部委託の活用

#### (中期目標)

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化による組織のスリム化及び外部委託等を推進することにより、効率的で経済的な事業の推進を図ること。

#### (中期計画)

単純、定型的な業務については、外部委託を100%とする他、合理的かつ効率的な業務執行を図るため、一層の機械化・電子化を推進するとともに、機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をしたうえで外部委託の範囲を拡大する。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 外部委託の活用

##### 1. 単純定型的な業務

独立行政法人整理合理化計画において、機構が行うダム、用水路の管理業務等、機構の判断、責任等が強く求められる業務は、その業務の性格から民間企業に委ねることとはできないものとして業務運営を進めているところである。

引き続き、単純、定型的な業務について外部委託するとともに、一層の機械化・電子化を推進した。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「ダム・用水路等の管理」に関し、講ずべき措置とされた「維持管理業務等の民間委託の拡大等」については、具体的に取るための行動計画として、平成23年12月に「維持管理業務等民間委託拡大計画」を策定し、平成24年度はモデル地区3管理所(愛知用水総合管理所、池田総合管理所、旧吉野川河口堰管理所)において試行を行った。民間委託以外の形で他の主体に任せる業務についても、広報資料館の管理運営、管理用道路維持管理、除草作業の一部について、移管するための条件など相手方との協議を行い、0.3kmの管理用道路の維持管理を移管するとともに600m<sup>2</sup>の除草作業削減を行った。

##### 2. 監視システムの導入の取組

1 (1) ④ 3) 機械化・電子化の推進 (P. 86) に記載。

## 中期目標期間における達成状況

単純、定型的な業務については、引き続き外部委託するとともに、平成23年12月に「維持管理業務等民間委託拡大計画」を策定し、外部委託の範囲の拡大を図るとともに、一層の機械化・電子化を推進してきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

## (2) 効率的な業務運営

### ④継続雇用制度の活用

#### (中期目標)

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化による組織のスリム化及び外部委託等を推進することにより、効率的で経済的な事業の推進を図ること。

#### (中期計画)

豊富な経験と知見を持つ人材の活用により業務運営を効率化するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、平成19年4月に運用を開始した継続雇用制度を活用する。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 継続雇用制度の活用

豊富な経験と知見を持つ人材の活用により業務運営を効率化するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、平成19年4月に運用を開始した継続雇用制度により豊富な経験と知見を持つ人材の活用し、継続雇用従事者の雇用の確保により、機構の業務運営の効率化に寄与した。

年度	採用者	雇用者合計
平成20年度	12名	29名
平成21年度	10名	31名
平成22年度	16名	46名
平成23年度	26名	67名
平成24年度	23名	80名

#### 中期目標等における目標の達成状況

継続雇用制度の活用として、豊富な経験と知見を持つ人材の活用を図っている。

取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



### (3) 事務的経費の節減

#### (中期目標)

事務的経費（人件費及び公租公課を除く。）については、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と中期目標期間の最終年度（平成24年度）を比較して15%節減すること。

#### (中期計画)

効率的な業務運営を図ることなどにより、事務的経費（人件費及び公租公課を除く。）については、第1期中期目標期間の最終年度（平成19年度）と中期目標期間の最終年度（平成24年度）を比較して15%節減する。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 事務的経費の節減

事務的経費の節減は、各事務所の自主的取組であるアクションプログラムの実施による物件費等の節減により、平成19年度事務的経費と比較して18.3%（総額で約8.9億円）節減し、中期計画に掲げる目標（15%節減）を達成した。

#### 1. 物件費等に関する節減

##### (1) 事務処理方法の見直し

- ① ファイル等事務用品の再利用に伴う節減
- ② 事務の効率化等に伴う旅費の節減
- ③ 耐用年数を超えた備品の利活用等の更新時期の見直しに伴う節減
- ④ 図書、定期刊行物及び追録の見直し等に伴う節減
- ⑤ 文書発送方法の見直し等に伴う通信運搬費の節減
- ⑥ 広報関係経費の見直しに伴う節減
- ⑦ 福利厚生事業の見直し（レクリエーション経費の支出停止を含む。）
- ⑧ 複写機関係経費の見直しに伴う節減
- ⑨ 両面コピー及びミスコピーの再利用に伴う節減
- ⑩ 電話台数及び料金プランの見直しに伴う節減

##### (2) 業務委託方法の見直し

- ① 車両管理業務等の従事時間等の見直しに伴う節減
- ② 文書処理補助業務の契約方式の見直しに伴う節減

##### (3) 維持管理方法の見直し

- ① 冷暖房の温度設定、夏季の軽装の励行等に伴う節減
- ② 昼休みの全館一斉消灯及び電灯の間引きに伴う節減

#### (4) 環境マネジメントシステム（ISO規格）の運用に伴う節減

前記の取組事項のうち、電気使用量・紙使用量の節減及び廃棄物の抑制については、本社・支社局及び各事務所において、ISO14001の規格に基づく環境マネジメントシステムの運用により実施した。（認証事務所数：39事務所）

#### 中期目標期間における達成状況

物件費等に係る経費節減の取組により、事務的経費を平成19年度に比べ18.3%（目標値15%）節減した。

中期目標等に掲げる目標を上回る節減を達成しており、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (4) 総人件費改革に伴う人件費の削減

### (中期目標)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行うほか、中期目標期間を通じて国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとし、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組み状況を公表すること。

### (中期計画)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行うこととする。

総人件費改革による平成17年度の人件費に対する各年度の人件費削減率は、概ね、平成20年度3%、平成21年度4%、平成22年度5%とする。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき人件費改革を平成23年度まで継続する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、必要な給与体系の見直しを進めるとともに、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組み、検証結果及び取組状況については公表を行う。

### (中期目標期間における取組)

#### ■ 総人件費改革に伴う人件費の削減

##### 1. 人件費の削減

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく人件費の削減を図るため、中期目標期間において、機構独自の給与抑制措置を以下のとおり実施した。

平成20年度	本給5%カット、現場勤務手当の廃止等特殊勤務手当の見直し、地域勤務型職員の本給減額
平成21年度	本給5%カット、補佐手当の廃止、地域勤務型職員の本給減額、管理職に対する業績手当のカット
平成22年度	本給5%カット、昇給の1ヶ月延伸、地域手当の支給割合20%カット、地域手当の異動保障適用の凍結、地域勤務型職員の本給減額
平成23年度	本給5%カット、昇給の停止、現給保障の段階的廃止(50/100)、地域手当の支給割合20%カット、地域手当の異動保障適用の凍結、地域勤務型職員の本給減額
平成24年度	本給5%カット、昇給の停止、現給保障の廃止、地域手当の支

給割合20%カット、地域手当の異動保障適用の凍結、地域勤務型職員の本給減額

なお、役員については、従前、本給の5%（本給が反映される地域手当及び業績手当を含む。）、地域手当の20%及び地域手当の異動保障を自主返上していたが、平成24年度より給与抑制措置として、本給6.5%カット、地域手当の支給割合20%カット、地域手当の異動保障適用の凍結を実施している。

これらの給与抑制措置を実施した結果、人件費は以下のとおり削減（平成24年度は平成17年度と比較して23.7%の削減）され、本中期目標期間において掲げた目標（5%以上削減）を達成した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
給与、報酬等支給総額(千円)	14,338,034	13,925,602	13,665,159	13,471,774	13,185,541	12,331,853	11,864,325	10,451,753
人件費削減率(%)		△2.9%	△4.7%	△6.0%	△8.0%	△14.0%	△17.3%	△27.1%
人件費削減率(補正值)(%)		△2.9%	△5.4%	△6.7%	△6.3%	△10.8%	△14.1%	△23.7%

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。  
 なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年、平成24年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%、0%である。

「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。

なお、この措置による平成24年度の人件費の削減額は、843,985千円である。

【役員】

- ①平成24年4月から国家公務員に準じた率（本給月額の前減率9.77%）で、支給額からの減額を実施した（平成26年3月まで）。
- ②国家公務員の給与に見直しに準拠して、平成24年3月に本給月額を0.5%引き下げた（平成23年4月から平成24年2月分については平成24年7月期業績手当で調整）。

【職員】

- ①平成24年7月から等級に応じて、国家公務員に準じた率（本給月額の前減率4.77%～9.77%）で支給額からの減額を実施した（平成26年3月まで）。なお、平成24年4月から平成24年6月分については、平成24年7月期業績手当で調整。
- ②給与改定については、国家公務員に準拠して平成24年12月から実施した（平成23年4月から平成24年3月分相当については平成24年7月期業績手当、平成24年4月から平成24年11月分相当については平成24年12月期業績

手当で調整)。

## 2. 給与水準の適正化

機構の給与水準については、全国規模での人事異動、危機管理上の24時間即応体制、災害発生時の対応等の勤務実態を踏まえて決定してきたが、利水者や国民の皆様のご理解が得られないものとなっていると認識し、国家公務員に準じた取組のほかに、本給カット等の機構独自の給与抑制措置を実施した。この結果、本中期目標期間において対国家公務員指数（ラスパイレス指数）は、年齢勘案で7.4ポイント、地域・学歴勘案で5.8ポイント低減した。

中期目標期間における対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
年齢勘案指数	116.7	116.0	112.6	112.1	109.4
地域・学歴勘案指数	121.5	121.6	118.7	118.1	115.4

また、給与水準の適切性の検証結果及び給与水準の適正化に向けた取組状況について、「独立行政法人水資源機構の役職員の報酬・給与等について」を作成し、ホームページ及び広報誌において毎年公表した。

### 中期目標期間における達成状況

人件費の削減を図るため、本給カット等、昇給の停止及び地域勤務型制度について実施した結果、中期目標期間において、中期計画に掲げる総人件費改革に伴う人件費の削減目標（平成18年度から平成22年度までの5年間で5%以上の削減）を達成しており、また、給与水準については、国家公務員に準じた取組及び本給カット等独自の給与抑制措置を実施する等、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の適切性の検証結果及び給与水準の適正化に向けた取組状況について、「独立行政法人水資源機構の役職員の報酬・給与等について」を作成し、ホームページ及び広報誌において毎年公表した。

これらの取組により、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたと考えている。



## (5) コスト構造改善の推進

### (中期目標)

「公共事業コスト構造改善プログラム」に基づく施策を実施し、できるだけ安価に水を供給する観点から工事等のコスト縮減に取り組むこと。

### (中期計画)

平成24年度において、平成19年度と比較して15%のコスト構造の改善を達成する。このため、機構のコスト構造に関するプログラムの見直しを行い、各事業においてコスト構造の改善に取り組む。

また、建設事業・管理業務ともに、コスト縮減に資する観点から水資源開発施設に係る事業実施主体間でのコスト比較を検討する。

さらに、コスト構造の改善の取組・効果について、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する。

### (中期目標期間における取組)

#### ■ 総合的なコストの縮減

##### 1. 総合コスト縮減率

平成12年11月に策定した「水資源開発公団事業の工事コスト縮減対策に関する新行動計画」（以下「新行動計画」という。）に基づき、コスト縮減について取り組んでいる。また、平成15年度には、これに加え、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直すための「水資源機構コスト構造改革プログラム」（以下「改革プログラム」という。）を策定し、「事業のスピードアップ」、「計画・設計から管理までの各段階における最適化」、「調達最適化」にポイントを置いた取り組みを併せて実施してきたところである。平成20年3月に「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」及び「農業農村整備事業等コスト構造改善プログラム」が国土交通省及び農林水産省において策定され、また、同年5月には、行政効率化関係省庁連絡会議により政府全体としての「公共事業コスト構造改善プログラム」が策定された。これを受けて当機構は「安全で良質な水を安定して安くお届けする」という経営理念のもと、管理事業、建設事業の全てをコストと品質の面から見直し、VFM最大化を重視した「総合的なコスト構造改善」を推進するため、「水資源機構コスト構造改善プログラム」（以下「本プログラム」という。）を平成20年12月に策定し、平成24年度において、平成19年度と比較して15%の総合コスト改善率の達成を目標に取り組んだ。

中期目標期間中（平成24年度まで）の達成状況は表-1に示すとおりであり、平成24年度に機構で実施した総合コスト改善率は15.2%（物価変動を考慮しない値）となり、中期計画に掲げた平成19年度比較15%の目標の達成した。

表－１ 中期目標期間中の総合コスト縮減率

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
○直接的施策による縮減率	9.1%	13.7%	11.7%	12.7%	15.2%
○物価変動率当による縮減率	-2.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	※
計	6.3%	12.6%	10.5%	11.5%	
年度目標	8%	9%	9%	12%	15%

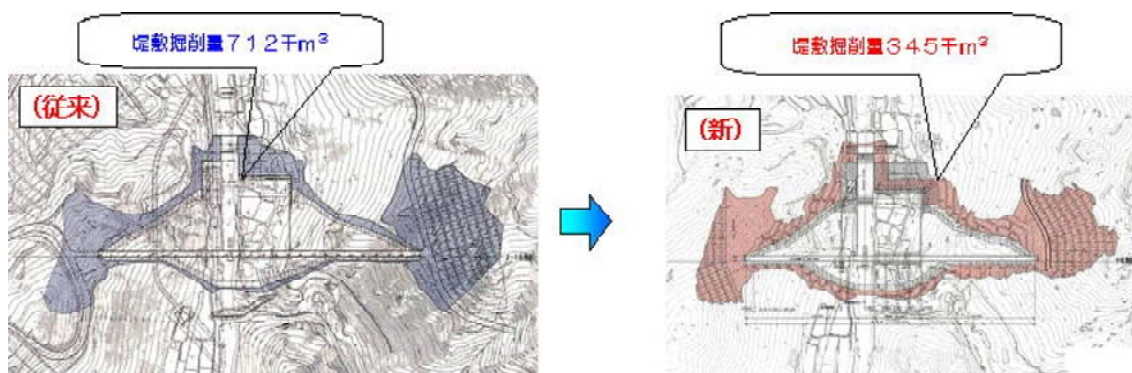
※物価変動等による縮減率は、別途「公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議幹事会」で計測

## 2. 総合的なコスト縮減に係る主な取組

### (1) 計画・設計の見直し

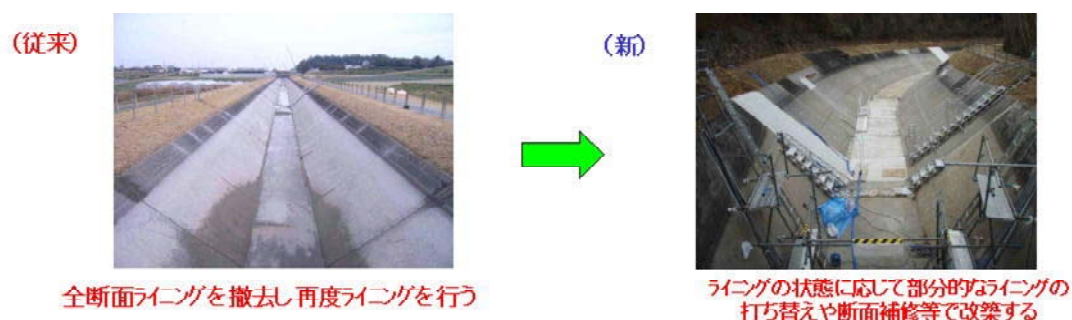
#### ①高度な技術検討による基礎掘削範囲の見直し

ダムの基礎掘削形状が決定される自破碎安山岩部を、これまでに実施した定性的な地質調査に加え、高レベルな技術的検討(地質調査、地質解析)を行うことで、堤体の安定が保たれる範囲まで基礎掘削線を見直し、本体掘削量の縮減を図ることで、約69%(約197百万円)のコスト縮減を図った。  
(大山ダム建設所、H20年度実績)



#### ②既設ライニング水路改築方法の見直し

既設ライニング水路改築において、非破壊検査等の新たな方法を採用することにより、既設ライニングの劣化の程度を推定し、ライフサイクルコストを考慮した改築判断を取り入れ、全面改築から部分改築に見直すことで、約65%(約1,144百万円)のコスト縮減を図った。  
(豊川用水総合事業部、H23年度実績)



## (2) 戦略的な維持管理

### ①直営点検併用による縮減

点検業務を請負から機構職員の一部直営作業を採り入れることによりコスト縮減が図られ、かつ、職員の資質向上及び危機管理等の対応が速やかに行えることで、約29%（約16百万円）のコスト縮減を図った。（中部支社、H23年度実績）

#### (従来) 請負による点検



【請負者】月点検 × 11回、年点検 × 1回

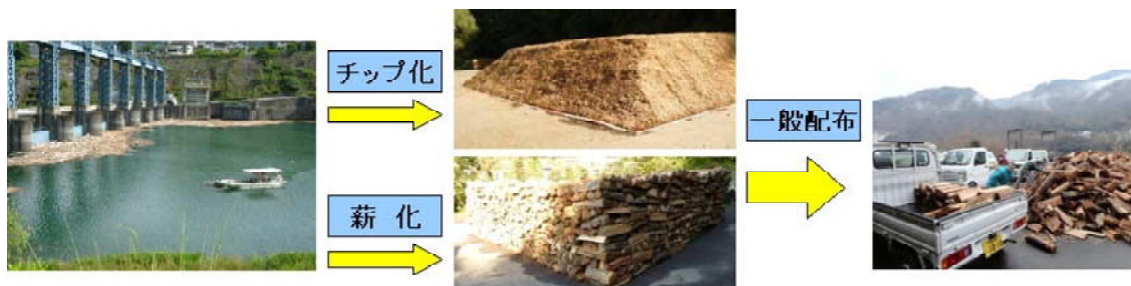
#### (新) 機構職員の直営作業を採り入れた点検



【請負者】月点検 × 5回、年点検 × 1回  
【機構職員】月点検 × 6回

### ②流木等の有効利用によるコスト縮減

伐採木・流木については廃棄物処理を行っていたが、チップ化・堆肥化等を行うことにより、再生資源として利用することで、約23%（約6百万円）のコスト縮減を図った。（池田総合管理所、H23年度実績）



## (3) 入札・契約の見直し

### ①入札・契約の見直し

これまで各事務所単独で発注していた通信設備に関する点検業務等を、支社・局単位でまとめ一括発注することで点検業務等の諸経費においてコスト縮減を図ることで、約3%（約11百万円）のコスト縮減を図った。（中部支社、H23年度実績）

#### (従来) 事務所単独発注

A事務所：直接経費 + 諸経費

B事務所：直接経費 + 諸経費

C事務所：直接経費 + 諸経費

#### (新) 中部管内一括発注

A事務所：直接経費  
B事務所：直接経費 + 諸経費  
C事務所：直接経費

※ 直接経費が大きくなることで、諸経費率が小さくなる。

## 中期目標期間における達成状況

「水資源機構コスト構造改善プログラム」の実施により、機構全体で平成24年度においては、平成19年度に比較して直接的施策による縮減率は15.2%であった。

中期計画に掲げる総合的なコスト縮減については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (6) 事業費の縮減

### (中期目標)

事業費については、新築・改築事業費を除き、第1期中期目標期間の最終年度（平成19年度）と中期目標期間の最終年度と比較して12%縮減すること。

また、新築・改築事業については、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図ること。

### (中期計画)

事業費については、単価の見直しや業務執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、新築・改築事業費を除き、第1期中期目標期間の最終年度（平成19年度）と中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比較して12%縮減する。

また、新築・改築事業については、事業費の抑制を図るとともに事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を行う。

### (中期目標期間における取組)

#### ■ 事業費の縮減

平成24年度の事業費は、平成19年度予算と比較して28%減となり、中期計画に掲げる目標（12%減）を達成した。

また、新築・改築事業においては、事務的経費の節減、総合的なコストの縮減等を行うなどの円滑な業務執行を図った。

### 中期目標期間における達成状況

事業費の縮減を図るため、事務的経費の節減、総合的なコストの縮減等を実施し、その結果、平成24年度における事業費の縮減率は28%（中期計画の目標縮減率12%）となったことから、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成した。



## (7) 適切な資産管理

### (中期目標)

保有資産の見直しを計画的に実施するとともに、事業資産の管理をより適正に行うこと。

### (中期計画)

適正な資産管理に取り組むとともに、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ保有資産の見直しを行う。

### (中期目標期間における取組)

#### ■ 適切な資産管理

##### 1. 固定資産、現金・預金、有価証券等について

固定資産管理においては、規程・マニュアルを整備したことを受け、担当者会議において周知を行うなど、適切な資産管理の更なる浸透を図った。

また、機構は以下のとおり、現金・預金・有価証券を保有している。

ア) 資金繰り上生じる短期の余裕金を現金・預金で保有

イ) 愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定における剰余金を有価証券で保有

運用方法は、独立行政法人通則法第47条に基づき、ア)の預金については、建設費等に充てる資金を支払いまでの間、一時的に保有するものであることから普通預金の他に、譲渡性預金及び大口定期預金とし、また、イ)の有価証券については、利水者負担の由来から、参議院の附帯決議において農業の負担軽減のため優先的に使用することとされ、毎年度、その運用益を愛知・豊川両用水施設の管理費に充てるものであることから国債及び地方債としている。

##### 2. 減損

###### (1) 減損の認識に至った経緯等

減損の兆候又は認識を行った資産の判定は、独立行政法人会計基準に基づき適正に処理している。

中期目標期間中において、事業の中止等により将来の使用見込みがなくなった事業用地、事業実施計画の変更による事業縮小に伴う不要支出額、施設管理規程の変更により将来の使用見込みがなくなった導水施設、将来の使用が想定されていない宿舍及び宿舍等用地について、減損を認識しているが、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるため、損益計算書に減損損失は計上していない。

###### (2) 認められた兆候の概要

稼働率が取得時の想定と比べて低下している宿舍・寮等については、減損の兆候を認めている。

## 中期目標期間における達成状況

適正な資産管理については、固定資産管理に関する規程類を整備し固定資産管理に係る内部統制を強化するなどしてきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

## (7) 適切な資産管理

### ①事業資産の管理

#### (中期目標)

保有資産の見直しを計画的に実施するとともに、事業資産の管理をより適正に行うこと。

#### (中期計画)

固定資産管理システムの導入により事務合理化を一層推進するとともに、より適正な資産管理に取り組む。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 事業資産の管理

機構は、安全で良質な水を安定して安く供給するため、51施設（ダム、水路、堰等）を保有し、洪水調節、水供給（水道用水、工業用水及び農業用水）のため十全に活用しており、これらは機構の業務、設置目的に整合し、業務を遂行する手段として有用、有効であり、適当な資産規模であると認識している。

中期的な視点のもとで、施設の改修計画等に基づく維持管理費用を見込んだ上で、毎年の維持管理のために予算を調整し、治水、利水の各費用負担者に、実際にかかった費用を負担していただいている（落札差金等の不用額は返還している）。

また、機構では、例えばダムの新築のために、現場事務所敷地、工事のために必要な一時的な借地（原石山、建設発生土受入地、工事用道路用地等）、当該事務所の職員用宿舎等を賃借しているが、いずれも建設事業のためには必要であるものの、建設完了後は保有の必要性が薄いため、賃借しているものである。

なお、事業用資産としての金融資産、貸付金債権は有していない。

また、利水者負担金を割賦で回収する債権を有しており、利水者との協議を経た上で償還表を提示し、その償還表に従って回収を行っている。

平成20年度において、固定資産管理システムの導入、運用開始を行い、各勘定科目毎の現在高の把握及び減価償却計算等を容易にし事務の合理化を図った。

その後、固定資産管理システムの円滑な運用を図るために、新規取得、資本的支出等の入力方法等についてシステムの入力マニュアルの改訂を行い、担当者会議において各事務所の担当者への周知を図るなど適正な資産管理に取り組んだ。

#### 中期目標期間における達成状況

事業資産の管理については、固定資産管理システムの運用により事務合理化を図っているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。



## (7) 適切な資産管理

### ②保有資産の見直し

#### 1) 本社宿舎の見直し

##### (中期目標)

保有資産の見直しを計画的に実施するとともに、事業資産の管理をより適正に行うこと。

##### (中期計画)

本社宿舎については、平成24年度までに既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍に新宿舎を建設し集約するとともに、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 本社宿舎の見直し

宿舎の処分については、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。）第48条に基づき譲渡することとして、平成20年度から検討を進めてきたところである。しかしながら、平成22年11月に通則法の一部が改正され、業務の見直し等により不要となった政府からの出資又は支出に係る財産については、通則法第46条の2に基づき主務大臣の認可を受けて国庫に納付（現物納付）又は譲渡収入を国庫に納付することとされた。このため、処分方法について再検討するとともに、主務省や関係機関と通則法の手続きや諸課題について整理、検討を進め、平成24年1月に本社の宿舎は、政府からの出資に係る財産であることから国庫に現物納付することとなった。

平成24年度において、各宿舎の現物納付に向けて所管財務事務所と協議を進め、高円寺宿舎及び常盤平宿舎については現物納付の協議が概ね整ったところであるが、高島平宿舎については存置されている建物基礎杭の取扱いを巡って協議が継続となり、寺尾台宿舎については存置されている建物基礎杭の取扱いを巡って現物納付の協議が整わなかったことから、主務省と協議の結果、通則法第46条の2第2項に基づく売却処分（譲渡収入を国庫納付）に変更することとした。この結果、処分を計画していた4宿舎は本中期目標期間中の処分には至らず、平成25年度中に処分することとなった。

宿舎の集約を図るため、平成24年9月に本社近傍地（さいたま市見沼区）に新宿舎を完成させ、遠距離となっている宿舎（百合ヶ丘宿舎・川崎市）の処分に向けて入居者の退去を平成25年3月末にほぼ完了させた。

◆ 宿舎の処分状況(本社の宿舎・第2期中期計画)

対象宿舎	関係機関と現物納付 が概ね整ったもの	平成25年3月末現在 関係機関と協議中の もの	関係機関と現物協議 の協議不調により、今 後売却処分するもの
4	2	1	1

中期目標期間における達成状況

本社宿舎については、処分に向けて関係機関と協議を実施し、高円寺宿舎及び常盤平宿舎については現物納付の協議が概ね整ったところであるが、高島平宿舎については協議継続となり、寺尾台宿舎については現物納付の協議が整わなかったことから、本中期目標期間中の処分には至らず、十分な実績を上げることが出来なかったものと考えている。

また、本社から遠距離にある宿舎（百合ヶ丘宿舎・川崎市）の処分に向けて、平成25年3月末に入居者の退去をほぼ完了させた。



## (7) 適切な資産管理

### ②保有資産の見直し

#### 2) 本社以外の宿舎の見直し

##### (中期目標)

保有資産の見直しを計画的に実施するとともに、事業資産の管理をより適正に行うこと。

##### (中期計画)

本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 本社以外の宿舎の見直し

中期計画及び独立行政法人整理合理化計画に掲げ処分を計画していた本社以外の18宿舎の処分については、売却処分によることとして平成20年度から検討を進め、平成22年3月に政府からの支出が無い東山宿舎(名古屋市)を名古屋市の公園用地として売却処分した。しかしながら、平成22年11月に独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。)の一部が改正され、業務の見直し等により不要となった政府からの出資又は支出に係る財産については、通則法第46条の2に基づき主務大臣の認可を受けて国庫に納付(現物納付)又は譲渡収入を国庫に納付することとされた。本社以外の宿舎は、建設費に利水者からの支出が含まれるものがあることから国庫への現物納付は出来ないため、主務省や関係機関へ処分方法について確認する必要が生じ、確認の結果、平成24年1月に売却処分(譲渡収入を国庫納付及び利水者返還)することとなった。

平成25年3月に政府からの支出が無く通則法第46条の2に基づく主務大臣の認可を要しない楽園宿舎(名古屋市)の一部について名古屋市の公園用地として売却処分した。

楽園宿舎の残りを含む17宿舎のうち、1宿舎については随意契約による処分の協議を行ったが、協議が整わず処分には至らなかった。残りの16宿舎については、売却処分に必要な不動産鑑定評価、用地境界確定作業及び分筆登記等の手続きを実施したところであるが、用地境界確定作業等に時間を要し、入札公告を平成25年2月～3月に実施することとなった。入札を実施することができた7宿舎のうち、佐渡宿舎(名古屋市)、鏡ヶ池宿舎(名古屋市)及び瑞穂寮(名古屋市)の3宿舎については、売買契約を締結することができたものの処分には至らず、その他の4宿舎については入札不調となり、うち2宿舎については速やかに再公告を行ったものの、入札手続き及び売買契約の締結は平成25年度となった。残りの9宿舎については、本中期目標期間内に入札手続きを終えることができなかった。この結果、処分を計画していた18宿舎のうち17宿舎について、本中期目標期間中の処分には至らず平成25年度中

に処分することとなった。

中期計画及び独立行政法人整理合理化計画に掲げている宿舎以外では、政府からの支出が無く通則法第46条の2に基づく主務大臣の認可を要しない牧尾宿舎(長野県)について、木曾郡木曾町の社会福祉施設として平成23年3月に売却処分したところである。

なお、低利用宿舎については、今後処分が可能となるよう効率的かつ適正な入居先の調整を行ったところである。

◆宿舎の処分状況(本社以外の宿舎)

区分	中期目標期間処分対象数	平成23年度までの処分完了数	平成24年度手続き状況					中期目標期間中処分完了数	中期目標期間中処分未了数
			随意契約協議中	入札公告	入札結果				
					契約締結	入札不調	入札未了		
中期計画及び整理合理化計画に位置づけられている宿舎(売却による処分)	17	1		16	3	4	9	(1※) 1	16
中期計画及び整理合理化計画に位置づけられている宿舎(随意契約による処分)	1	0	1					0	1
中期計画及び整理合理化計画に位置づけられていない宿舎(随意契約による処分)	1	1						1	0
計	19	2	1	16	3	4	9	(1※) 2	17

※上段( )書きは、売却処分対象の1宿舎の用地の一部について、地方自治体から公園用地として譲渡の要請があり、随意契約により処分したものである。なお、用地の全部の処分が完了していないため処分完了数には含めていない。

中期目標期間における達成状況

本社以外の宿舎については、一般競争入札により売却処分を実施することとした全ての宿舎について、入札公告を実施し、一部の宿舎では売買契約を締結した。

入札の結果、落札決定に至らなかった宿舎については、速やかに再公告を実施するなど、売却処分に向けた諸手続きを緩めることなく実施したが、本中期目標期間中の処分には至らず、十分な実績を上げることが出来なかったものと考えている。

また、低利用宿舎については、今後処分が可能となるよう効率的かつ適正な入居先の調整を行ったところである。

## (7) 適切な資産管理

### ②保有資産の見直し

#### 3) 会議所の見直し

##### (中期目標)

保有資産の見直しを計画的に実施するとともに、事業資産の管理をより適正に行うこと。

##### (中期計画)

本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。

#### (中期目標期間における取組)

##### ■ 会議所の見直し

平成20年度に、利用頻度の低かった本社保有の氷川分室を売却処分したのをはじめ、千葉用水(2ヶ所)、長良川河口堰、筑後川下流の4会議所の処分を行った。

平成21年度には、利根川下流総合管理所(2ヶ所)、岩屋ダム管理所、川上ダム建設所、木津川ダム総合管理所及び大山ダム建設所の6会議所の処分を、更に平成22年度には、沼田総合管理所の会議所を廃止し、倉庫へ用途替えを行い、会議所等の処分等を完了した。

#### 中期目標期間における達成状況

処分等に向けた調整等を着実に進めた結果、全ての会議所等について処分等が完了し、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

